

緊急特別対策

令和3年5月14日 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

感染拡大防止、医療提供体制の崩壊を防ぐため、**県内全域**に以下の協力を要請します。

県民の皆さまへのお願い

不要不急の外出自粛

■期間 5月15日(土)～5月31日(月)

※特に、感染対策が徹底されていない飲食店や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店の利用を厳に控えてください。

事業者の皆さまへのお願い

【飲食店】

○午後8時から午前5時までの時間帯の営業自粛
(酒類の提供は午前11時から午後7時まで)

■対象 食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた以下の施設
・接待を伴う飲食店 ・酒類を提供する飲食店

■期間 5月15日(土)午後8時～6月1日(火)午前5時

【全ての事業者】

○業種別ガイドラインの遵守

○テレワークやウェブ会議などを活用した外出機会の縮減

事業者支援

【時短営業に御協力いただいた場合】

協力金を支給(1日当たり2.5万円～(売上高に応じて))

【上記以外の皆様】

○本対策により影響を受けた中小法人等に、一時金を支給

■相談窓口 福島県コールセンター

電話024-521-8562(受付時間9時～17時)

その他の対応

○大学・専門学校……感染リスクの高い活動(例:感染防止対策が徹底できないサークル活動、大人数での懇親会など)を控えるよう、学生への注意喚起の徹底をお願いします。

○小・中・高等学校……感染リスクの高い学習活動(部活動での実施を含む)や宿泊を伴う学校行事等の停止、他校との合同練習や練習試合の停止など、感染拡大防止対策の徹底をお願いします。

○医療機関、高齢者・障がい(児)者施設……感染防止対策に見落としがないか、改めて確認をお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策に係る

飲食店への営業時間の短縮要請について

令和3年5月14日、県は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、緊急特別対策として、県全域の飲食店に対し午後8時から午前5時までの時間帯の営業自粛を要請した。

営業自粛要請にあたり、以下のとおり、県と本市が連携し、市内の飲食店を訪問し協力要請を実施。

- 1 日 時 5月15日(土) 午後6時00分～午後8時30分まで
- 2 場 所 郡山駅西口広場をスタートし、駅前地区の飲食店
- 3 体 制 10班体制【1班2名(県1、市1)】
- 4 活動人数 県職員、市職員(20名) 【県中地方振興局長、郡山市長】
- 5 活動内容
 - (1) 営業時間短縮協力の要請
 - (2) 感染症防止対策の要請
 - (3) ふくしま感染防止対策認定店の紹介
- 6 活動実績
 - (1) 活動範囲
駅前地区(駅前、大町、中町地区)
 - (2) 見回り店舗数 528件
(内訳)
 - ・時短協力店舗数 286件(約54%)
 - ・休業店舗数 61件(約12%)
 - ・時短協力拒否 13件(約2%)
 - ・その他不明 168件(約32%) ※休業・閉店等不明
- 6 今後のスケジュール
駅前地区の未訪問店舗と朝日地内等の飲食店へ協力要請を引き続き実施する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「時短営業要請」です。

飲食店の皆さまへの お願い

対象地域：県内全域

- ・ **営業時間の短縮に御協力**願います。
- ・ **営業は午後8時まで**としてください。
(**酒類の提供は午後7時まで**としてください。)

※ ただし、宅配・テイクアウトサービスなどは除きます。

- ・ **期間：令和3年5月15日（土）から
令和3年5月31日（月）まで**

新型コロナウイルス感染再拡大防止のため、アクリル板を用いた仕切りの設置または最低1mの間隔を空けたテーブル・座席の配置など、**業種別ガイドライン等に基づく感染防止策の徹底**をお願いします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（時短協力金）

営業時間の短縮に応じていただいた飲食店等を対象に協力金の制度を設けています。（1日当たり2.5万円～（売上高に応じて））

[新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金に関するホームページ]

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/kyoryokukin-zenken.html>

このチラシに関する問い合わせ先：
福島県新型コロナウイルス感染症対策本部（時短要請コールセンター） TEL024-521-8562

福島県

令和3年5月15日